

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項の規定により、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（同条第3項の規定により知事が保存するものであって同項の規定による保存期間が経過していないものに限る。以下「知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事保存本人確認情報を利用する事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年長野県条例第30号）の規定に基づく年金である給付を受ける権利を有する者又は当該給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 長野県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長野県条例第8号）の規定に基づく年金を支給される同条例第3条第1項に規定する心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (3) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の買収前の所有者若しくはその一般承継人、借受人若しくはその相続人又は隣接地等の所有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (4) 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号。別表において「番号利用条例」という。）別表第1の右欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

(知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供)

第3条 知事は、法第30条の15第2項の規定により、別表の左欄に掲げる執行機関（以下この条において「知事以外の執行機関」という。）から同表の右欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、次の各号のいずれかに掲げる方法により知事保存本人確認情報を提供するものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第29号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年7月16日条例第30号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第45号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第3条関係)

左欄	右欄
1 教育委員会	高等学校等における修学が困難な者に貸与した奨学金等の返還に関する貸与を受けた者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
2 教育委員会	番号利用条例別表第1の右欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの
3 公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金等に関する同法第51条の4第4項の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項

	の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収の対象となる者の生存 の事実又は氏名若しくは住所の確認
--	--